

○安中市建設工事完成検査実施要領

平成18年3月18日

安中市訓令第52号

改正 平成25年3月22日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安中市建設工事検査規程（平成18年安中市訓令第47号。以下「検査規程」という。）に定めるもののほか、建設工事（以下「工事」という。）の完成検査（中間技術検査を含む。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査協力義務)

第2条 検査規程により工事の検査を行うときは、工事担当課長は、当該工事の監督員（以下「監督員」という。）に契約書類、設計書、図面、仕様書、工事写真その他関係書類を準備させて、検査員が行う検査に協力させなければならない。

(検査準備)

第3条 監督員は、工事検査の実施に当たり、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 工事完成区間又は工事完成施設には、測点及び主要構造物の寸法をペイント等で明記しておくこと。
- (2) 鋼巻尺その他テープ、ポール、箱尺、レベル、トランシット、スラントルール、写真機、黒板（縦30センチメートル、横50センチメートル程度のものとする。）、シュミットハンマーその他必要な測量器具を準備すること。
- (3) 破壊検査に必要なツルハシ、スコップ、ノミ、ハンマー、削岩機その他必要な工具及び機械器具を準備すること。
- (4) 検査の際、必要な交通整理器具、標識等を準備すること。
- (5) 工事の基準点(BM)を明示すること。

(検査の方法)

第4条 検査は、契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類に基づいて、施工の位置、員数長さ、幅、高さ、深さ、面積又は外観の確認及び穿孔、掘削、抜取り又は強度の測定を行うものとする。

- 2 検査員は、地下、水中等で実施検査が困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、試運転、据付けその他の措置を必要とするときは、その結果を待って合否の

判定をするものとする。

4 検査箇所は、原則として測点を外した無作為指定位置とする。

(検査基準及び許容範囲)

第5条 工事の検査基準及び検査合格として許容する範囲は、群馬県建設工事完成検査実施要領（平成18年4月1日施行）の規定に準ずるものとする。ただし、これにより難い場合には他の検査基準（土地改良建設工事検査基準及び許容範囲等）の規定に準ずるものとする。

(工事成績評定)

第6条 建設工事の成績評定は、安中市建設工事成績評定要領（平成25年安中市告示第8号）に基づき行うものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月18日から施行する。

附 則（平成25年3月22日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。